

許可自治体	三重県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02400015573号	許可期限日	2032(令和14)年01月22日

許可番号 第02400015573号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック

代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之

三

重

県

知

事

許可の年月日 令和 7年 1月29日

許可の有効年月日 令和14年 1月22日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、

廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、

木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、

ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上15種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 1月23日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(1 / 14)

許可自治体	三重県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02450015573号	許可期限日	2032(令和14)年01月22日

許可番号 第02450015573号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック

代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝

許可の年月日 令和 7年 1月29日

許可の有効年月日 令和14年 1月22日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害汚泥(氷銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シブジン、チオベンゾグ、ベンゼン、メレン又はその化合物、1,4-ジチオ、ダイチン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジチオを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(氷銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シブジン、チオベンゾグ、ベンゼン、メレン又はその化合物、1,4-ジチオ、ダイチン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(氷銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シブジン、チオベンゾグ、ベンゼン、メレン又はその化合物、1,4-ジチオ、ダイチン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃水銀等 以上77種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 1月23日 新規許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

1270

(2 / 14)

許可自治体	滋賀県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02551015573号	許可期限日	2028(令和10)年09月05日



許可番号 第 02551015573 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良県奈良市三條大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元直子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 5 年 9 月 6 日

許可の有効年月日 令和 10 年 9 月 5 日



9月5日 複写無効

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替を含む収集運搬

特別管理産業廃棄物の汚泥（アルカリ性汚泥を除く。）有機リン、砒素、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、チオベンカルブ、ペーレン、セレン、1,4-ジオキシン類、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及び引火性の低いもののうち、引火点（閉鎖容器内）が60℃以下のもので、引火性廃油と同一の引火点（閉鎖容器内）を有するもの）／有機リン、砒素、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキシンを含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルカリ水銀を含むもの）／有機リン、砒素、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、シマジン、チオベンカルブ、ペーレン、セレン、1,4-ジオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルカリ水銀、水銀、有機リン、砒素、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、シマジン、チオベンカルブ、ペーレン、セレン、1,4-ジオキシン類を含むものに限る。）／感染性産業廃棄物、廃水銀等

(第4条第2項)

(以上 6 項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

「な、し」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 9 月 6 日 新規許可

5. 積替え許可の有無	無	許可番号
市名	一	

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可自治体	京都府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02601015573号	許可期限日	2033(令和15)年01月04日



様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 02601015573

産業廃棄物収集運搬業許可証

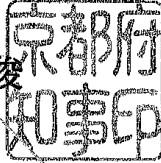
住 所 奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日

令和 8 年 2 月 10 日

許可の有効年月日

令和 15 年 1 月 4 日

- 事業の範囲
(積替え又は保管を含まない)
 - ①燃え殻
 - ②汚泥
 - ③廃油
 - ④廃酸
 - ⑤廃アルカリ
 - ⑥廃プラスチック類
 - ⑦紙くず
 - ⑧木くず
 - ⑨繊維くず
 - ⑩動植物性残さ
 - ⑪ゴムくず
 - ⑫金属くず
 - ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - ⑭がれき類
 - ⑮ばいじん以上15種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成21年1月5日：当初許可
平成25年2月21日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：②③⑧⑭）
平成26年1月15日：更新許可
平成31年1月5日：更新許可（優良基準適合）
平成31年1月5日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①⑦⑨⑩⑮、
事業の範囲の変更：石棉含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加）
令和8年2月10日：更新許可（優良基準適合）
- 積替え許可の有無 有・☒無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

(日本産業規格 A列4番)

許可自治体	京都府	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02651015573号	許可期限日	2032(令和14)年10月16日



様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 02651015573

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

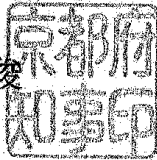
住 所 奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日

令和7年11月26日

許可の有効年月日

令和14年10月16日

複写無効

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥（水素又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、亜塩素酸塩、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロプロパン、1,1,1-トリクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ②廃油（重質油、軽質油及び軽質油若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水素又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、亜塩素酸塩、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロプロパン、1,1,1-トリクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.0以上のもの又は水素又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、亜塩素酸塩、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロプロパン、1,1,1-トリクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ⑤感染性産業廃棄物
- ⑥廃水銀等
- 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年10月17日：当初許可
平成25年3月6日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①②③④）
平成26年1月15日：更新許可
平成30年10月17日：更新許可（優良基準適合）
平成30年10月23日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑥）
令和7年11月26日：更新許可（優良基準適合）

5. 積替え許可の有無

有・☒

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・☒

(日本産業規格 A列4番)

許可自治体	大阪府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02700015573号	許可期限日	2026(令和8)年12月06日

許可番号 第02700015573号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文

許可の年月日 令和元年12月7日

許可の有効年月日 令和8年12月6日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

1 燃え殻

2 汚泥

3 廃油

4 廃酸

5 廃アルカリ

6 廃プラスチック類

7 紙くず

8 木くず

9 繊維くず

10 動植物性残さ

11 ゴムくず

12 金属くず

13 ガラスくず

14 がれき類

15 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む

水銀含有ばいじん等を除く

以上15種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年12月7日 当初許可

令和元年11月22日 更新許可

令和元年11月22日 優良認定

令和5年5月12日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

以下余白

(7 / 14)

許可自治体	大阪府	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02750015573号	許可期限日	2033(令和15)年05月30日

許可番号 第02750015573号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 8 年 5 月 3 1 日

許可の有効年月日 令和 1 5 年 5 月 3 0 日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない
特別管理産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
 - 2 廃油
 - 3 廃酸
 - 4 廃アルカリ
 - 5 感染性産業廃棄物
 - 6 廃水銀等
- 以上6種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 5 月 3 1 日 当初許可
令和 8 年 6 月 1 0 日 更新許可
令和 8 年 6 月 1 0 日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

許可自治体	兵庫県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02801015573号	許可期限日	2029(令和11)年02月01日

許可番号 第 02801015573 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住 所 奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

許可の年月日 令和4年2月2日

許可の有効年月日 令和11年2月1日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)

2.汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)

3.廃油

4.廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)

5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)

6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)

7.紙くず

8.木くず

9.繊維くず

10.動植物性残さ

11.ゴムくず

12.金属くず

13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)

14.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

15.ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 15 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年2月2日 新規許可

平成25年5月16日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

平成29年2月2日 更新許可

令和4年1月25日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

令和4年2月2日 更新許可

4. 積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

令和5年4月28日 変更届により書換え

(9 / 14)

許可自治体	兵庫県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02851015573号	許可期限日	2032(令和14)年05月15日



許可番号 第 02851015573 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦

許可の年月日 令和7年5月16日

許可の有効年月日 令和14年5月15日

兵庫県知事印

複写無効

1. 事業の範囲
事業の区分：収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱特別管理産業廃棄物の種類
1. 汚泥
2. 廃油
3. 廃酸
4. 廃アルカリ
5. 感染性産業廃棄物
6. 廃水銀等
以上 6 種類

2. 許可の条件
当該特別管理産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況
平成25年5月16日 新規許可
平成30年5月16日 更新許可 (優良認定)
平成30年7月24日 変更許可 (取扱産業廃棄物の追加)
令和7年5月16日 更新許可 (優良認定)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	奈良県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02901015573号	許可期限日	2026(令和8)年12月26日

許可番号 第 02901015573 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2

氏 名 株式会社インテック
代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真

許可の年月日 令和 元年12月27日

許可の有効年月日 令和 8年12月26日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類
燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成 6年12月27日	新規許可、
平成11年12月27日	更新許可、
平成14年 7月 5日	変更届(本店所在地)、
平成15年 4月28日	変更届(本店所在地)、
平成15年10月 9日	変更許可(廃酸・廃アルカリの追加)、
平成16年12月27日	更新許可、
平成21年 8月 7日	変更許可(汚泥・廃油の追加)、
平成21年12月27日	更新許可、
平成26年12月27日	更新許可、
令和 元年12月27日	更新許可、
令和 元年12月27日	優良基準適合、
令和 元年12月27日	変更許可(5品目追加(燃紙繊維残ば))
	(石綿含むに変更)、
令和 5年 4月25日	変更届(代表者)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(11 / 14)

許可自治体	奈良県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02951015573号	許可期限日	2033(令和15)年03月18日

許可番号 第02951015573号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2

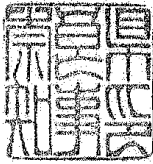
氏 名 株式会社インテック

代表取締役 中元 直子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 8 年 3 月 1 9 日

許可の有効年月日 令和 1 5 年 3 月 1 8 日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃水銀等 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成 6 年 3 月 2 2 日 新規許可、
平成 9 年 5 月 9 日 変更届(役員変更)、
平成 1 1 年 3 月 1 9 日 更新許可、
平成 1 4 年 7 月 5 日 変更届(住所)、
平成 1 5 年 4 月 2 8 日 変更届(住所)、
平成 1 6 年 3 月 1 9 日 更新許可、
平成 2 1 年 3 月 9 日 更新許可、
平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日 変更許可(廃油・廃酸・廃アルカリの追加)、
平成 2 4 年 1 1 月 5 日 変更許可(汚泥の追加)、
平成 2 6 年 9 月 1 9 日 更新許可、
平成 2 9 年 9 月 2 0 日 変更許可(1-品目追加(廃水銀))、
平成 3 1 年 3 月 1 9 日 更新許可、
平成 3 1 年 3 月 1 9 日 優良基準適合、
令和 5 年 4 月 2 5 日 変更届(代表者)、
令和 8 年 3 月 1 9 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	和歌山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03000015573号	許可期限日	2031(令和13)年08月06日

許可番号 第03000015573号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2
名 称	株式会社インテック
	代表取締役 中元 直子
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。	
和歌山県知事 岸 本 周	
許 可 の 年 月 日	令和 6 年 8 月 7 日
許 可 の 有 効 年 月 日	令和13年 8 月 6 日

優
良

和歌山県知事印

複製無効

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

1) 燃え殻	9) 汚泥
2) 汚泥	10) 動植物性残さ
3) 廃油	11) 金属くず
4) 廃酸	12) 金属くず
5) 廃アルカリ	13) プラスチック類
6) 廃プラスチック類	14) 繊維くず
7) 紙くず	15) ばいじん
8) 木くず	

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの

1) 2) 4) 5) 15)

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの

2) 6) 13) 14)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 8 月 7 日	新規許可	平成29年 8 月 7 日	変更・更新許可・優良認定
令和 6 年 8 月 7 日	更新許可・優良認定		

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	和歌山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03050015573号	許可期限日	2030(令和12)年08月08日

許可番号 第03050015573号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 奈良県奈良市三条大路一丁目10番6号2

名 称 株式会社インテック

代表取締役 中元 直子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸 本 周 平

許可の年月日 令和 5年 8月16日

許可の有効年月日 令和12年 8月 8日

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1) 廃油（揮発油類、灯油等若しくは軽油類又は特別管理産業廃棄物であつては有機塩素系廃溶剤若しくはベンゼンに限る。）

2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は有機塩素系廃溶剤、有機燐化合物、チウム、シマジン、チオベンカワ若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は有機塩素系廃溶剤、有機燐化合物、チウム、シマジン、チオベンカワ若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

4) 感染性産業廃棄物

5) 廃水銀等

6) 汚泥（アルキル水銀、水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン化合物、トリクロロエチレン、トリクロロエタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,1,2,2-ペンタクロロエタン、1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロエタン、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 3月24日 新規許可

平成28年 3月24日 更新許可

平成28年 8月 9日 更新許可・優良認定

令和 元年 5月27日 変更許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域）

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無